



熊本県公報

第13095号
令和4年(2022年)
1月18日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格等	(財産経営課) 1
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 2
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施	(財産経営課) 3
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 8
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 8
登 載 依 頼	
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(学校人事課) 10
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	(") 10
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(") 14
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	(") 15
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(") 18
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札の実施	(") 19
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(") 22
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札の実施	(") 23

告 示

熊本県告示第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理（庁舎清掃）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和4年(2022年)1月26日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第39号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ドン・キホーテ熊本荒尾店
 荒尾市原万田字志賀良町846番4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年(2022年)8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,289平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 駐車場No.1 建物東側 67台
 駐車場No.2 建物敷地東側 85台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 建物東側 40台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 建物南側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物内南側 17.18立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 駐車場No.1 2箇所 建物敷地北側及び東側
 駐車場No.2 2箇所 建物敷地東側駐車場北側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 24時間
- 8 届出年月日
 令和3年(2021年)12月28日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和4年(2022年)1月18日から令和4年(2022年)5月18日まで

熊本県公告第40号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県庁舎等清掃業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務委託の内容
5(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁舎等清掃業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
令和4年(2022年)4月1日(金)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号ほか
熊本県庁舎ほか
- (6) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (9) 低入札価格調査の設定
この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理(庁舎清掃)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間後も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)1月26日(水)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 過去5年間に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃の延床面積が1万平方メートル以上の契約(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。)に対する実績がある者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(2)が確認できる契約書の写し
ウ 履行証明書
エ 受託した日常清掃延床面積が確認できる資料（仕様書等の面積一覧等）
- (2) 提出方法
(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和4年（2022年）2月2日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約実績届等の提出
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、5(2)により取得する入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る提出書類（以下「提出書類一覧」という。）のうち、発注元評価の項目に掲げる提出書類を提出すること。
- (2) 提出方法
(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和4年（2022年）2月8日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- 5 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領に定める方法により、公告の日から令和4年（2022年）2月2日（水）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）3月3日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 日時 令和4年（2022年）3月3日（木）午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
ウ 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類の提出方法
入札書（代理人が入札するとき、入札書及び委任状）及び提出書類一覧に掲げる提出書類（4(1)の書類を除く。）をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年（2022年）3月2日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行う。
- (5) 入札の回数
入札の回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、

変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者について、イ及びウの方法により評価を行う。なお、入札価格が予定価格を超えた入札書を提出した者は、落札候補者とししない。
- イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別表の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ50点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
- ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超えて算出された評価点（小数点以下は、切り捨てる。）を与える。
- エ 品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が落札者とする。品質評価点及び価格点の合計点数が同じときは、品質評価点の最も高い者を落札者とする。品質評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。お、札ささらに入札価格が同じ者があるときは、あいて、当該入札者のうち開札立のせ、会わな者を決定するときは、この代え当該入札執行事務に
カ 本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けていたため、アからオまでにより落札者となるべき者の当該入札価格がその基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金を免除する。

6 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Consignment
Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Government Buildings
- (2) Date and Place for tender
Data: March 3, 2022, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Conference Room 1101
(Prefectural Government Main Building, 11th floor)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県庁舎等清掃業務委託 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額の評価	①低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点を一律最高点（50点）とする。なお、入札額が低入札価格調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の対象となる。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。 ②低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価点の最高点に乗じて算出する（小数点以下切捨）。 ※入札額が予定価格を超える場合は落札候補者とししない。	50	50
品質評価 (履行体制)	従事する従業員数	・本業務の日常清掃に従事する従業員数（固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数）について評価する。 ※週の平均の人数による。 ・新型コロナウイルス感染症に従業員が感染又は感染の恐れが生じたときに、本業務を継続する体制等が整備されているか評価する。	37	3
	従事する資格者数	建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士の資格を有する本業務に従事する従業員数について評価する。 ※建築物環境衛生管理技術者にあつては、2人目以降を評価の対象とする。 ※本業務の日常清掃に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免状を有する者をいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格した者をいう。		
	自主点検体制	建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）による本業務の自主点検体制について評価する。 ※本業務の自主点検を行う者を評価の対象とする。 ※建築物清掃管理評価資格者とは、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が定める建築物清掃管理評価資格審査に合格した者をいう。		
	従事する者の社会保険の加入状況	本業務に従事する従業員の社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況を評価する。 ※分母となる従事する従業員には、短時間労働者等も含む。		
	従事する従業員の勤続月数	本業務に従事する予定の従業員の勤続月数（令和4年（2022年）1月1日現在）を中央値により評価する。		
	研修体制	・過去1年間（令和3年（2021年）1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの間）の研修実施状況及び研修内容等により総合的に評価する。 ・新型コロナウイルスの感染防止対策として、本業務を実施する上での感染防止の教育の実施状況、及び日常生活上の感染予防対策を従業員に周知徹底しているかを評価する。		
	苦情処理体制	苦情処理実施要領又は苦情処理対応マニュアル等の有無によって、苦情処理体制の整備状況を評価する。		
	障がい者等の雇用	障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定による、促進企業又は支援企業の登録の有無について評価する。		
品質評価 (契約実績)	清掃契約実績	過去5年間（暦年契約の場合は平成29年（2017年）1月から令和3年（2021年）12月までの間、年度契約の場合は平成28年（2016年）4月から令和3年（2021年）3月までの間）に、年間を通じた清掃業務委託で、建物に係る日常清掃の延床面積（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。）が1万平方メートル以上の契約（同一敷地内、同一契約のものに限る。）について、通算3年以上の契約実績及び履行した件数を評価する。	13	9
	発注元評価	過去3年間（平成31年（2018年）1月以降の履行期間のもので、継続中の契約を含む。）で、原則として建物に係る日常清掃の延床面積（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。）が5,000平方メートル以上の建物の契約（同一敷地内、同一契約のものに限る。）実績の中から3件を選定し、その発注元による評価結果を評価する。 ※熊本県の機関との契約がある場合は、1,000平方メートル以上のものを評価する。 ※実績物件の選定及び実施状況の評価依頼は、熊本県が行う。		
			100	

熊本県公告第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊陽町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊陽町大字原水字北上原、字上長塚、字上堀川、字上前通、字馬場、字北畠、字下八町及び字南受の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課及び菊陽町土木部建設課
- 4 縦覧期間
令和4年（2022年）1月18日から令和4年（2022年）2月1日まで（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字前原600番5
201.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町原水1402-3グランドコーポ松村302号室
荒牧 嘉幸

熊本県公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3824番35、同3826番1、同3826番2、同3826番3、同3838番3及び里道の一部
4,580.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

熊本県公告第44号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮田 和典	熊本市北区弓削	熊本市東区鹿埴瀬町740番1
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字所島字牛合883番ほか2筆
上田 栄治	熊本市東区画図東	熊本市東区画図町大字上無田字一丁田82番1ほか1筆

今村 奈揮	熊本市東区下南部	熊本市東区長嶺南八丁目745番
伊津野 道信	熊本市南区川尻	熊本市西区中原町字井樋尻288番1
中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市西区城山半田四丁目1373番1ほか2筆
宮本 翼	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字宮ノ上1425番2ほか1筆
中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市南区砂原町字前田586番1
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口560番ほか12筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口603番ほか1筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字甲佐江1040番3
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町五丁目941番1
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬304番1ほか11筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬304番2ほか2筆
橋本 英史	熊本市南区富合町上杉	熊本市南区富合町大町字馬立476番
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字八反田1720番2ほか1筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町藤山字池下386番ほか5筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永本	熊本市南区城南町永字板橋470番ほか3筆
農事組合法人アグリ郷おおい	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字薄井川1760番
松本 幸春	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字北無田1089番
井上 誠一	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字井ノ平16番
富永 勝也	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字南無田1247番
平野 敏郎	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字南無田1249番1
前田 隆成	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3866番1ほか7筆 (一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開29番13ほか1筆)
濱崎 健	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字茂道2920番160
福永 謙次	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩534番1ほか1筆
小林 丈訓	球磨郡あさぎり町岡	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田547番

	原北	2
農事組合法人た らぎ大地	球磨郡多良木町多良 木	球磨郡多良木町大字久米字上前原721番 1ほか3筆
株式会社天草よ かもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字太原2494番 1ほか6筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)1月11日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)1月27日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第5号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定数量
5, 616, 277キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 調達期間（供給期間）
令和4年（2022年）4月1日（金）から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

(7) 供給場所
入札説明書による。（13施設）

(8) 契約の種類
13施設毎の各単価による単価契約

(9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受け、紙入札による入札はできない。認められる者
ア 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを申告する。見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)まで定める条件全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和4年（2022年）1月27日（木）午後5時まで

ウ 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達ページからダウンロードすること。

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。

なお、令和3年（2021年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を、書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）3月1日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年（2022年）2月28日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和4年（2022年）3月1日（火）午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年（2022年）2月28日（月）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書

を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 - 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
 - イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - カ 有効な内訳書が添付されていない入札

- (7) 入札金額の錯誤
 - 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出とは4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 - 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 - ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 - イ 入札金額単位の誤り

- (8) 入札の中止等
 - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
 - 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 - 要
- (2) 契約の締結期限
 - 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - ア 納付期限 (3)の申出期限
 - イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,616,277 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: March 1, 2022, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8581 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年（2022年）1月27日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第6号

一般競争入札に付するの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
5,191,068キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和4年(2022年)4月1日(金)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(16施設)
- (8) 契約の種類
16施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなると、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和4年(2022年)1月27日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。
 なお、令和3年（2021年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
 ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）3月1日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年（2022年）2月28日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和4年（2022年）3月1日（火）午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年（2022年）2月28日（月）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送

付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等)これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからイまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しななければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限

- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課
 電話番号 096-333-2692
 ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 5,191,068 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
 Date: March 1, 2022, 10:00a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 School Personnel Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2692
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和4年(2022年)1月27日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定数量
 5, 357, 596キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
 令和4年(2022年)4月1日(金)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで
- (7) 供給場所
 入札説明書による。(21施設)
- (8) 契約の種類
 21施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の統行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本市告示第521号）による審査の上、入札参加者となる者であること。なお、入札参加資格を有している場合は、次回の入札参加資格審査申請内容変更届を次の受付期間に提出する。また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するための登録内容の変更が必要となる場合は、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
 公告の日から令和4年（2022年）1月27日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの場合、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。
 なお、令和3年（2021年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
 ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）2月14日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札

説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)3月1日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)2月28日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和4年(2022年)3月1日(火)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)2月28日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の中にも入札書及び内訳書を入れること。再入札の場合同様に、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - エ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,357,596 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: March 1, 2022, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年（2022年）1月27日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第8号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）1月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
 - (2) 予定数量
5,389,270キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
令和4年（2022年）4月1日（金）から令和5年（2023年）3月31日（金）まで
 - (7) 供給場所
入札説明書による。（25施設）
 - (8) 契約の種類
25施設毎の各単価による単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札金額に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を算定し、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札するものとす。

(11) 年様書に特記事項がない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のおうち業務参加資格が「物品」に登録されている者からエまでのとおり競争入札参加資格を有し、また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するに際し、審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

間
公告の日から令和4年(2022年)1月27日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。

なお、令和3年(2021年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始した電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.47キログラム以下であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1) アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) アからウまでに掲げる書類を、書面での提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
公告の日から令和4年(2022年)2月14日(月)午後5時まで
 - (4) 提出先
1 (4)の入札担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)2月14日(月)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)3月1日(火)まで行う。
 - (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)2月28日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和4年(2022年)3月1日(火)午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)2月28日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
 - (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ

いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,389,270 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: March 1, 2022, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen